

一 染織品の整理

本年度の染織品の整理は、前年に続き南倉一二七号櫃の幡類等残欠と南倉所屬の衣服・褥・覆類等の展開整理を主体とし、併せて中・南倉の各種裂片の整理を行なった。以下項目別に内容を列挙し、特徴・所見を記す。

(一) 幡類等残欠 南倉一二七号櫃納在

これは『正倉院御物目録』南倉の部に「幡類残欠百參拾八裏」とあり、古櫃六合に分納されている。内容は幡以外にも種々な染織品を含むが、明治時代に大略の区分けがされたのみで、詳細は殆ど知られていない。したがって展開整理に際し、いちいちの調査も実施している。本年度内の整理品目と特徴等は次のとおり。

- (1) 錦道場幡残欠 一八旒・一五片
- (2) 羅道場幡残欠 三旒・一片
- (3) 錦五坪道場幡残欠 五旒・一片

(4) 錦・羅道場幡各部残片 一七片
右の四件は幡身に白綾の題箋を付けることを通例とする。題箋の完文は

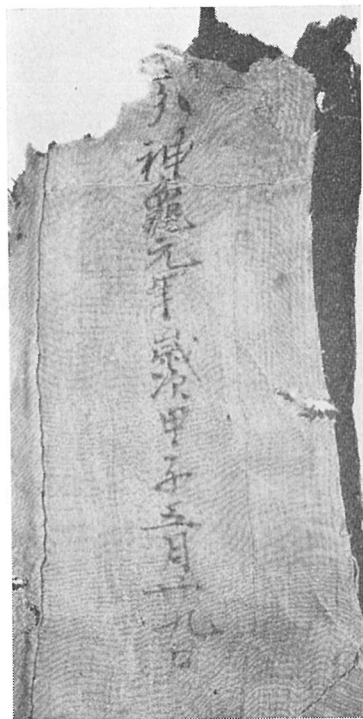
(朱書)
平城宮御宇後太上天皇周忌御齋道場幡

天平勝宝九歳歳次丁酉夏五月二日己酉(文は左)
(墨書)
東大寺

で、これらが記銘の日東大寺で行なわれた聖武天皇一周忌齋会用であったことがわかる。

(1)の頭は赤または紫地の唐花文系錦で、身は四坪とし各区に錦を貼るが、その錦文は唐花獅子文錦 (No.105) と山羊文錦 (No.106) が大多数を占め、花鳥浮文錦 (No.107) がこれにつぐ。過去に整理済の多くの錦道場幡にも同様の傾向がある。天平勝宝八歳一二月、翌年の周忌齋会用として二六箇匁に四九首ずつ配られた道場幡 (続日本紀) も、おそらくこれらに類するもので、そのころ中央で大量に織成製作されたのであろう。これらの錦文はデザインの上からも唐式文様が和様化していく過程に位置するもの、すなわち国産品と考えられる。

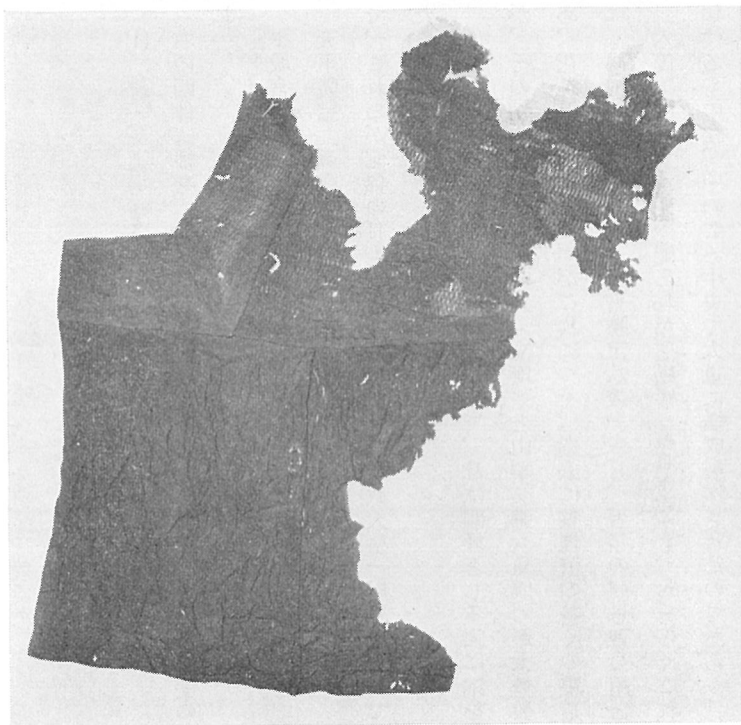
(2)は頭は夾纈繩、身は羅地に暈網繩または羅の枠で襷状四坪に区切



2. 海老茶羅半臂状裂の銘記



1. 錦道場幡題箋



3. 海老茶羅半臂状裂

り、各区の内外に羅の花形裁文を置いて金・銀糸で飾る。

(3)は五坪すべて花鳥浮文錦 (No.107) とし、通常の道場幡に比して丈がやや長く、逆に幅が少し狭い。

なお本年度展開整理の錦道場幡中に特異な題箋をもつものが一旒発見された。挿図1がそれで、短冊型白緋にすべて墨筆で記し、その辞句も通例とやや異なっている。しかし筆風は遅くとも平安初期を下らないと見られる。東大寺で後年再使用の際、もとの題箋が失なわれていたので仮りに補ったのもあろうか。ちなみに『統紀』によると、一周忌齋会用に諸国に下した幡は、齋会後も随時使用を許している。

(5) 大幡垂脚残片、同脚端飾錦裁文 計五片

聖武天皇一周忌齋会用の大灌頂幡のものである。垂脚残片は三片で、すべて綾地にやはり綾の花形裁文をとじつけている。どれも地裂の綾は殆ど逸している。

脚端飾錦裁文二片はどちらも赤地鴛鴦唐草文錦 (No.99) 製。

(6) 綾・緋二重縁幡残片 八片

(7) 緋二重縁幡残片 五片

(8) 綾縁幡残片 一片

(9) 黄緋幡残片 四片

右四件中(6)(7)(8)は、問道錦または白綾の幡身に綾・縮絹・緋の縁を付ける。どれも残片となっているが、東京国立博物館蔵法隆寺献納宝物中にこの類の比較的完全な幡があり、これらももと法隆寺旧蔵と察せられ

る。法隆寺旧蔵宝物は明治十一年の献納後、東京へ運搬に先立って一時正倉院宝庫に仮納されていたが、現在宝庫の辛櫃中より同寺旧蔵の天寿国曼荼羅繡帳残片がしばしば発見される事実等から推して、正倉院仮納時に正倉院本来の染織品と一部混交があったと考えられている。これらの幡残片もその類であろう。使用している綾の大部分が織技発展の上で早期とみられる平地浮文綾または平地斜文綾で、その文様もNo.12 13 20 34 36 44 51 53⁽²⁾など幾何学的な硬い意匠が多いこと、さらには問道錦(いわゆる太子問道)を用いていることも、あわせて注目される。つぎに(9)の四片は、すべて黄緋製のもの、頭内が錦のもの、身の上辺が錦らしいものなどがあり、全部が同一種類とは思えないが、破損がひどく詳細は知ることができない。四片中一片は頭縁の内側に「鶴」と墨書があり、法隆寺旧蔵品である。

(10) 幡残片 二片

一片は頭残片で鏡部は赤地麒麟唐花文錦 (No.100)、頭縁は緑地花鳥文錦 (No.91)。一片は身の下辺残片で赤地唐花文錦 (No.78) 製。緋の脚が僅か付存する。

(11) 黄緋垂脚状裂 一条

黄緋製。上端に綾緋残片が付く。下端は剣先形で雑色糸房三条を飾る。

(12) 海老茶羅半臂状裂残片 一片

左前面の残片。垂領で海老茶羅表、黄緋裏。下に紫緋の欄が残る。襟

裏に「□分神亀元年歳次甲子五月廿九日」と墨書がある(挿図2・3)。年記より推して、東大寺のものではなく法隆寺系の遺品とみるべきであろう。

(13) 錦半臂残欠 一領

左半身を存する。垂領で胸部は赤地花文錦(Na.58)、袖は白地小花文錦。裏は白純。下に緑地絞纈綾の襦が少し残る。左袖口内に「玉□」の墨書が僅かにみえる。

(14) 黄純衣服残片 四片

三片は黄純表で白純裏、一片は黄純の単である。袍または衫の類の残片らしいが、それぞれ織密度や色合いが違っていて、もと一領のものであったとは思えない。

(15) 緑地袴状裂残片 一片

袴の片足の残片らしい。裏は赤純。足首の周囲に白地錦が残っている。

(16) 黄純腕貫 一隻

黄純の単。表に「真廣」「出雲田長」と二種の墨書がある。

(17) 天蓋状裂残片 二片

一片は、黄と緑の綾を横について襷を作り、前面に赤綾垂飾二枚を付け、上辺を錦で縁取る。また一片は紫綾製白地錦縁の垂飾で、上辺に錦、綾などの縁飾が残る。それぞれ別種のものである。

(18) 黄純細長裂 三条

(19) 緑綾平紵 一条

(20) 緑純有襷裂残片 一片

(21) 綾純袷裂残片 一片

(22) 錦飾赤紫綾残片 一片

(23) 雑色純飾緑純残片 二片

(24) 白綾残片 一片

以上七件はすべて原用途未詳。

(二) 衣服・褥・覆類等残欠 南倉所属

これらは『正倉院御物目録』に品目特徴等が記され、既に概略の調査もあるが、展開整理によって補筆改訂すべき点が多く見出されるので、あわせて再調査も行なっている。本年度内の展開整理品目その他は次のとおり。

(1) 呉楽笛吹幘(南倉一二四呉楽八五物のうち) 一条

黄純表白純裏。墨書云「後二 笛吹第二」

(2) 白布浄衣(南倉一三二) 一領

白布単。背に褐色摺文あり、円内に「浄衣」と記す。前面下方に「天平勝宝八歳□」(「唐」)「天平勝宝八歳七月」と調庸関係の墨書があり、朱方印(印文不明)計三顆を捺す。

(3) 布袴八号、九号(南倉一三六袴九口又五裏のうち) 二口

八号は腰内部に信濃国の調庸銘(三の65)、九号は脇開近くに「天平宝字八年十一月」の墨書と朱方印(印文不明)がある。各開袴。

(4) 布襖^{自五三至七九号}(南倉一四二襖一三兩六三隻又三裏のうち)二七隻
すべて拾(七九号のみ単)の浅型。五三号から六四号まではそれぞれ表に朱方印「東寺綱印」を捺す。また次のように墨書がある。

五三号「東大寺後一〇〇 天平勝宝四年四月九日」、五四号「東寺前二 鉦盤擊襖」、五五号「當麻〇〇 東大寺大歌襖 天平勝宝四年四月九日」、六二号「糞立」、六九号「東大寺後一醉胡 天平勝宝四年四月九日」、七〇号「東寺〇〇」、七二号「東大寺」

右のうち五三、五四、五五、六九号は、年記および「前二」「後一」等の文字から、すべて東大寺大仏開眼会用であったことが判明する。

(5) 布接腰^{自一七号至一七号}(南倉一三七接腰一兩二四隻一裏のうち)九兩八隻
各隻白布単。上に吊紐、下に足柄紐(各白純)を留めるものがある。また次のように墨書がある。

一号一兩中一隻^(安カ)「〇〇〇〇」、二号一兩中一隻「山マ加寸」、三号一兩中一隻「浄雲」、四号一兩中一隻「〇雲」、一号一隻「大伴家^(足カ)〇」、二号一隻「千足」、四号一隻「大伴長月」

(6) 布脛裳(南倉一三八脛裳四隻一裏のうち)四隻
各白布単。各隻四隅に緒紐をつけ中央で一纏めに結びあわしている。一隻に「〇南兄人」、一隻に「小墾田」と墨書がある。

(7) 覆類七点(南倉一四五のうち)六点
内分けは、緑地錦菴局覆一号、紫地錦覆二一四号、黄羅覆五号、黄純白純拾覆七号。

このうち五号に「〇覆一条 長七尺^(九カ)〇寸 二幅 天平勝宝四年四月九日」、七号に阿波国調庸關係(八―13)の、それぞれ墨書がある。また一号は菴局覆とされているが、上面長六六センチ、幅四八センチの矩形で、菴局用とは考えられない。

(8) 褥類五六点(南倉一五〇のうち)二九点
内分けは、白綾几褥四三―四六号四張、白絹几褥四七、四八号二張、生絹几褥四九号、緑純几褥五〇、五一号二張、白純几褥五二号、几褥残欠五三号、几褥心赤氈五四号二帖、几褥心麻布五五―五七号三帖、赤地錦褥五八号六条、浅縹地錦褥残欠五九号、紫綾褥残欠六一号、白純褥六二号、白氈褥心六三号、白布褥心六四号三帖。

右のうち銘記を有するものは次のとおり。
五二号「〇子論分」、同剝離片「〇〇尺」、五三号「長三尺二寸 廣二尺五寸七分 天平神護三年二月四日 幸行東大寺^(脚)大仏殿」、五四号二張中一張の剝離題箋「高〇」、五五号「天平神護元年七月十五日自内裏献大仏盛^(イ)物几褥」、六一号題箋「道師褥」、六四号三張中二張各「南御在所并殿褥」、また一張は「天平十一年十月」の墨書と信濃国印一顆を捺す。

右のうち五三号の墨書は南倉宝物銀壺の刻銘と年記を同じくする。また四三号の綾文は雲中に鳳一羽を配し、Na 80 81に類するが、従来発見されなかった文様である(図版1)。

(三) 玻璃装・帖装古裂および布類残片

(1) 玻璃装古裂自二六四号至二七三号 一〇枚

これは、比較的小片で表裏を観察する必要のあるもの等をガラス挟みとするもので、本年度は中倉八一、九〇号櫃の古裂と、南倉一二六、一二七号櫃幡類の展開整理時の離脱小片計六三片を玻璃装一〇枚に分装した。

主な内容は道場幡残片、刺繍・羅・純の垂飾、天寿国曼荼羅残片、衣服残片、彩絵裂、組帯残片、錦裁文等である。このうち天寿国曼荼羅残片(二六九号、八一号櫃納在)中の一片は亀形で、なかに「象」らしい文字と紫羅の地裂が付く(図版2)。「象」は『法王帝説』所収同繡帳銘中「希因図像」の「像」字の旁つくりであろう。前述の法隆寺系幡類と同様に、明治時代に正倉院裂中に混入したものである。また衣服残片(二七〇号、八一号櫃納在)中の一片は錦の脛裳で、黄純裏に「(東)□大寺度羅樂婆理脛裳」と墨書している。

(2) 帖装古裂自七三三号至七四八号 一六冊

古裂小片を帳冊に貼付するもの。本年度は二八六八片を一六冊に分貼した。主な内容は、中倉八一―八四、八九、九〇号櫃中の綾絶布残片、南倉一二七号櫃幡類中の、帰属すべき本体のわからない紫綾垂脚剝離片、および展開整理した南倉浅縹地錦褥五九号中の錦と生絹裏地の剝離小片である。

(3) 布類残片

以上諸件のほかに中倉八七、九三号櫃の各種布片の整理を行ない、計

六一片を形状その他の特徴により三三件に分類した。うち一片は楽舞用布虎兜の尾部残片と思われる。

(松本包夫)

註1 本誌二三号所載「正倉院の錦」の図版番号。以下錦文下に付けるナンバーは、すべてこれに準じる。

2 本誌二二号所載「正倉院の綾」の図版番号。以下綾文下に付けるナンバーは、すべてこれに準じる。

3 本誌三三号所載「正倉院古裂銘文集」第八章調庸関係墨書銘記の番号。以下調庸関係記述下に付けるナンバーは、すべてこれに準じる。

二 漆工品修理

本年度における漆工品の修理品目は次にあげる一五点である。その毀損状態は唐櫃類の様に赤漆部と稜角の黒漆が亀裂剝落するもの、或は刀子鞘、合子、花形皿、香盆、如意箱、楽梓、大刀鞘等の様にその漆塗膜に亀裂が生じ浮起するもの、又横刀鞘や鏡箱の様にその器面を飾っている平脱の金銀薄板が浮起し剝落の恐れあるもの等あり、別に、漆瓶龜の様にその底板の一枚が離脱するものもある。これらの修理には、主として上質の生漆を用い、その亀裂部や浮起した個所にこれを注入し固着させるにとどめ、以後進行するのを防ぐことにつとめた。又花形皿の様に彩色ある個所には、バインダー17やプライマルAC―34・同ASE―95等のアクリル系樹脂を採用した。漆瓶龜の底板取り付けについては、その接着面の痕跡等に鑑み膠によった。

次にその品目と形状を記す。

一、赤漆唐櫃 第六・五一・五二・五四号 四合 (北倉)

一、赤漆唐櫃 第六五号 一合 (中倉)

杉製唐櫃、内外面共赤漆、各稜角及び脚は黒漆塗りとする。蓋表と蓋身の側面には星形鋏を打ち、脚部には四弁形鋏を打つ。正面中央には壺金具を付け、鑢子取付けに供し、背面には肘壺金具一双を取付け、蓋の開閉に供す。鋏及び金具はいずれも金銅製。

一、金銀莊横刀 第四号 一口 (同)

把は沈香、鞘は全面黒漆塗りで金銀平脱にて葛形・雲形・走獸文をあらわし、鞘口・鞘尾・帶執金具・責金具は銀台鍍金で魚子地に唐草文を刻す。

一、斑犀把漆鞘銀漆莊刀子 第二号 一口 (同)

把は斑犀、把頭、把口は白銀製、鞘は木心黒漆塗。鞘口・鞘尾・責金具・帶執金具は白銀製で、帶執金具を除く他はすべて葛形文を透す。

一、銀絵漆合子 一合 (同)

右実金銀絵なり。木製円形印籠蓋造り、全面に布を張り黒漆を塗る。蓋甲面中央に金泥にて鳳凰を、其の周囲に銀泥にて瑞雲を描く。側面には草花文を金銀泥にて描く。身は後補のもので黒漆塗無文。

一、漆瓶籠 一口 (南倉)

木製黒漆塗、芯持材の一木を概ね瓶形に造り、これを縦に挽割り内部に瓶が納まるよう割り抜き、底板は別木を嵌め込む。胴部中央に金銅蝶

番を取付け開閉自在ならしめ、他方の上下二箇所にまた蝶番金具を装す。金具は銀の鋏釘を以って止める。

一、漆彩絵花形皿 第三号 一枚 (同)

木製、四弁花を中心とその四隅にさらに葉形を削り出した漆塗り四脚の花形盤である。脚は蕨手状で、盤裏四所に貼した金具に差込み、取り外しが出来る装置になっている。盤内面は丹下地に朱を塗り金箔の縁をとり全体に油をかける。外面は彩絵で花葉文を描く。

一、漆香盆 一枚 (同)

木製黒漆塗、平丸盆で周に立上りを削り出し、底裏には香台を作る。素地には口縁部より香台にかけて布張りを施している。底裏中央に「晝書寮」の針書と、その隣に「香水」の白書がある。

一、漆如意箱 一合 (同)

杉製黒漆塗。但し箱内面は素木のまま。杉板を接いで中空の如意形につくり、頭部の屈曲部に如意出し入れの為の蓋をつくり蝶番二箇をつけ開閉を自在にし、他方にも蝶番二箇をとりつけ、銅線を差し入れ蓋を閉ざす。蝶番は銅黒漆塗。表上面に「東大寺」と刻し、その内に朱を填す。黄金珠玉莊斑犀如意の箱である。

一、銀平脱八角鏡箱 一合 (同)

皮製、甲盛八稜形、印籠蓋造り、全面に布を張り黒漆塗りとする。蓋表面と身の側面及び立上り部に銀平脱にて唐草・孔雀・飛雲文をあらわし、各稜角には銀覆輪を繞らす。正面の蓋身には壺金具各一をつけ、銀

鏢子を取付く、背面には肘壺金具一双を取付け蝶番の用となす。

一、楽 杵

一枚 (同)

檜製、黒漆塗、一木を以って三叉形に作り出し、各支には面をとり稜を立てる。下方には二条の帯を作り出し、黄金具に擬す。最下端の小口には柄取付けのためのものと思われる柄孔を穿つ。

一、婆理大刀

一口 (同)

把は牟久木の素木、鞘は木製黒漆塗で表裏に白密陀にて唐草文を描く。帯執金具二個、黄金具一個をつく、共に銅製黒漆塗りで上に白密陀を塗る。刃は木製で白密陀を塗り区上に「東大寺」「婆理」と墨書す。

なお、院蔵漆工品の修理は昭和三八年以来続けられて来たが、本年をもってすべて終了した。

(木村法光)

三 皮革品の修理

一、革帯三条 (八、九、一〇号)、南一四一

一、履三隻 (二二、一八、二〇号)、南一四三

革帯 (図版3・6) は、革製黒漆塗、細長い一枚皮を裏面にて縫い合せ袷状に仕立て、それを二乃至三本継いで一条としたもの。帯の上下縁は玉縁につくり、麻緒を通して心とする。先端に鉸具、尾端に鈍尾をつけ、中間に巡方、丸鞘を取付く。これらはいずれも折れ曲り、あるいは切断して硬化しており、また裏面の縫い合せ口の糸は悉く切損、破綻

し、金具を欠失するものもある。

第八号 (図版3・6)

革帯は三本を継いで一条となす。鉸具、鈍尾と

巡方一個を欠失する。これら欠失した金具は「南一四一 革帯残欠」中より法量、品質、形状の似合いのものを選出して補う。巡方・丸鞘の取付け位置と個数は先端方より、丸・巡・巡・丸 (六個続く)・巡・巡・丸の一二個である。修理後全長一五二・五糎。

第九号 (図版3・5)

二本を継いで一条となす。先端部で一個所切損

するのを接続す。鉸具、鈍尾を欠失するのを「南一四一」より選出取付く。巡方・丸鞘の取付け位置と個数は右第八号と同じである。修理後全長一五九糎。

第一〇号 (図版3・4)

後半部切損個所多く五片にわかれていたが、

革帯は本来三本継ぎであつたらしい。金具の欠失はないが、後半の切損個所には新たに革を補って一条とした。なお本号は巡方のみを一六個連ねて丸鞘は含まない。正倉院の革帯で巡方のみは本品だけである点注目される。

履 (図版7・13)

表は牛皮三枚を縫い継ぎ、裏 (内部) には鹿の燻革

をあて、間に麻布をはさんで心とする。履底は厚い一枚の牛皮で (図版13)、それを爪先まで伸ばして反転させ花形に作り、花形と底の周囲に黒漆を塗り、花形表面に白色顔料にて唐草文を描く (図版12)。また表面には何か剝落したあとの下地漆様のものが処々に附着す (図版11)。また履内に内敷を入れる。内敷は藁筵を心として麻布でつつみ絹糸でとめる

(図版9・10)。いずれも変形し、縫糸は切損し破綻す。また革は硬質化している。

第二二号(図版7・11) 心の麻布は二枚、表面の唐草文はみえず、履内底に墨書あり「丁十二」「廿八日」「秦息嶋」、内敷はほぼ完存(図版9・10)、表面に墨書あり「丙」。

第一八号(図版8) 左側先端部に履本来の表皮とみられる薄皮を一部残す。唐草文はみえず、履内底に墨書あり「一中」「茨田黒万呂」、内敷は表面の麻布全体に破損甚しく藺筵もまた朽損す。

第二〇号(図版12・13) 心の麻布は二枚、唐草文は僅存す。履内底に墨書あり「大五」「□□」「廿九日」。内敷はほぼ完存、表面に墨書あり「八」。

(関根真隆)

四 経巻の修理・調査

(一) 修理

昭和四七年度における聖語藏経巻の修理は前年度に引き続き乙種写経三〇巻と宋版経八帖とを完了した。内訳は次の通りである。

乙写九九号大唐内典録巻四(乙)より、一〇八号正法念処経巻三まで

三〇巻。

宋版四号大方等大集経巻三〇より五号大方広仏華嚴経巻二五まで六帖、及び同巻二八より巻三〇まで三帖、合せて九帖(修理後八帖)。

乙写・宋版ともそれぞれ旧態を損じないよう虫損破損の個所を修補し、標あるいは軸(乙写)を逸失せるものは、僚巻に倣って新補した。

乙写のうち一〇二号十地論巻七に梵字朱印、同巻一一に継目裏花押、一〇三号十地経各巻及び一〇五号釈迦方志巻上に梵字黒印、一〇四号文殊師利問経上・下に胡桃黒印がある。今年度修理の乙写には年号を伴う奥書はないが、筆蹟からおおむね鎌倉、室町時代の書写と見られる。また宋版のうち四号大方等大集経巻三〇の巻末刊記に「紹興二年」とあり(西暦一一三二年南宋)、宋版はいずれも南宋版である。

修理の結果、聖語藏経巻目録(昭和五年奈良帝室博物館発行)の記載を訂正すべきものは次の通りである。即ち乙写のうち一〇二号十地論巻四は実は十地経巻四、よって一〇三号へ移す。一〇二号十地論巻九は実は巻一一、一〇五号釈迦方志序は釈迦方志巻上と改める。宋版のうち五号大方広仏華嚴経巻二五甲、乙二帖は、本来一帖のものであることが判明したため合併修補す。奥書・刊記は次の通りである。

乙写一〇三号十地経巻一 「執筆弁覺」

宋版四号大方等大集経巻三〇 巻末に二号放光般若波羅密経巻七、一〇号大方等大集経巻九と同じ刊記あるも、紀要二二号年報所載につき省略す。

(二) 調査

修理と並んで、経巻の調査書作成を進めており、昭和四五年度からは乙写にとりかかっている。ところで乙写一五号大方広仏華嚴経以後の銘

識はおおむね年報に掲げられているので、ここに未掲載の乙写一号
 一四号の銘識を調査書に拠って掲げることとする。特に断わらな
 い限り装幀は卷子であり、銘識は奥書である。

一号金剛般若經疏卷上

「元慶六年七月十七日書了」

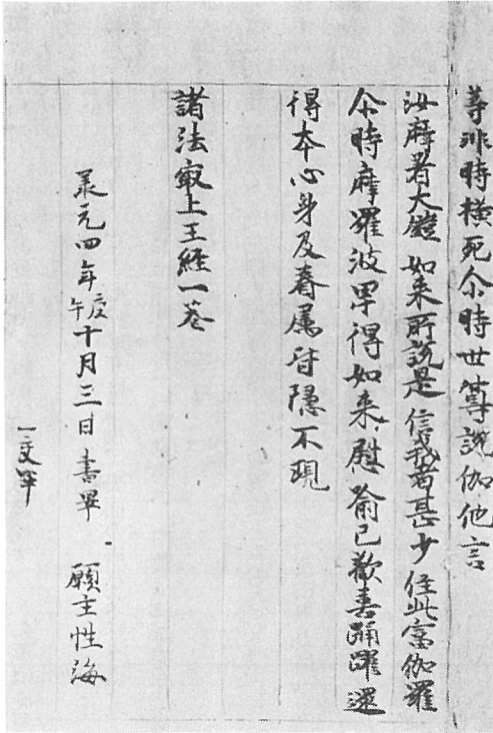
二号諸法最上王經一卷

「承元四年 庚午 十月三日書畢 願主性海一交畢」(挿図4)

三号大方広仏華嚴經卷二〇

「長治二年四月十九日書了 以他本一交了」

四号阿毗達磨俱舍論卷二三 (帖装)



等非特横死今時世尊說依他言

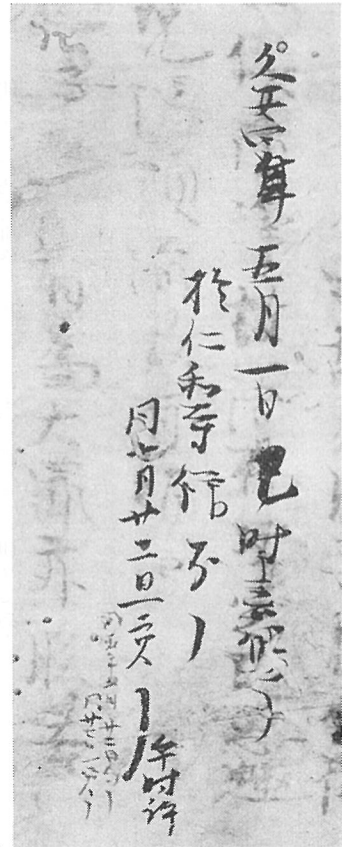
汝所著大鏡 如來所說是 信我者甚少 住此室依羅
 今時摩羅波罕得如來慰諭 已歡喜踊躍 還
 得本心身及眷屬 守隱不現

諸法最上王經一卷

承元四年 庚午 十月三日 書畢 願主性海

一文字

4.



久安四年五月一日巳時書了

於仁和寺僧房了

同七月廿二日一
 交了午時許 又朱書云「同五年二月廿二日句了 同廿七日一交了」

同廿七日一交了

5.

「久安四年五月一日巳時書了 於仁和寺僧房了 同七月廿二日一
 交了午時許」又朱書云「同五年二月廿二日句了 同廿七日一交了」

(挿図5)

五号異部宗輪論一卷

「□□丙戌年十一月廿九作弁也」東大寺北室暗馬道闇馬道之本也」

同 一卷

裸裏云「藏圓之本也」、奥書云「平治元年七月十三日醍醐寺書了」

筆師僧東大寺醍醐寺沙門叡詮」(挿図6)

六号探玄記卷七(帖装)

裸云「法印権大僧都覺□」

同号探玄記問答記(帖装)

裸云「宗卅講問答記探玄記第五卷尊勝院」尾標云「自永萬一年至文

永十二年當百十年」、奥書云「五ヶ日之間天晴日静無事行了講衆十

轉後世之說轉名非離聖道有區永祇有
 根焉益有一味區異生位中三有聖法執有
 勝義補特伽羅餘所執多同說一切有部
 三藏法師翻此論竟述重譯意乃說頌言
 倫詳衆勢本每譯宗輪論 文推義元談
 智者應勤學

平治元年七月十三日醍醐寺書寫了
 策師備東大寺醍醐寺沙門敬隆

八人之外□□講行祐得業雖為他宗依為宿家客請之具是去年之例也」

七号普曜經卷四

「仁安三年八月廿四日巳時許書了 求法沙門寬慶」

同 卷七

「仁安三年八月七日書了 丹洲栗田郡弘瀨登蓮寺住僧（花押）」

八号華嚴長者問仏那羅延力經 一卷

「一交了 仁安三年七月廿九日書寫了」

九号衆經目錄卷二

「承安元年三月廿日奉書寫了 交了僧義俊」（挿図7）

一〇号大庄嚴論卷九

6.

「承安三年癸巳三月十八日申時書寫了」

一一号義章問答卷三

「養和二年二月廿六日書了」

同 卷五

什法藏傳四卷 去卷 子三卷 後魏世去迦夜等譯

迦葉集法經傳一卷 一名迦葉 法經 晉世竺法護譯

阿育王傳五卷 去七卷 一百一十卷 梁世僧伽跋闍羅譯

馬鳴菩薩傳一卷 二卷 後秦世羅什譯

龍樹菩薩傳一卷 五卷 後秦世羅什譯

提婆菩薩傳一卷 二卷 後秦世羅什譯

婆數鑿豆傳一卷 十卷 陳世貞諦譯

撰三藏及雜藏傳一卷 九卷

衆經目錄卷第二

承安元年三月廿日奉書寫了

僧義俊

7.

「養和二年三月十八日於東大寺北院書了頼超」(挿図8)
一 二 号 正 法 華 經 卷 一

「文治三年十二月廿日 一 交 了 僧 藏 殿」

同 卷 三

「文治四年正月八日於西南院 一 交 了 僧 藏 殿」(挿図9)

同 卷 四

「文治參年十月十日於東大寺上如法院窟宅 一 交 了 藏 殿」

同 卷 五

「文治三年十二月廿二日於東大寺上如法院交了僧藏殿」(挿図10)

時房可夫在是是俱全等也之何也ハ初禪為第一後復
邪 奉以先定は師定也外法正法未可也
難心ハ善趣在然不^下及色不三也 入色三亦此也^又以為法在^下
長行ハ欲求善趣治天及人色不前三地人色前三地^下
義華經卷第五
養和二年三月十八日於東大寺北院了 頼超

8.

正法華經卷第三
正法像法 住世中初 正法沒盡 像法乃出
是佛聲聞 得大神足 佛世勸立 在大尊道
依倚大聖 不違真法 於當來世 成佛自在
文治四年正月八日於西南院(一交)僧藏殿

9.

時千億人 皆立大道 十四載人 聲聞緣覺
无央數人 得生天上 以故歎稱 法供為最
假使有人 欲供養者 當受持此 正法華經
分別如來 善權方便 无有二業 皆歸一道
正法華經卷第五
文治三年十二月廿二日於東大寺上如法院交
僧藏殿

10.

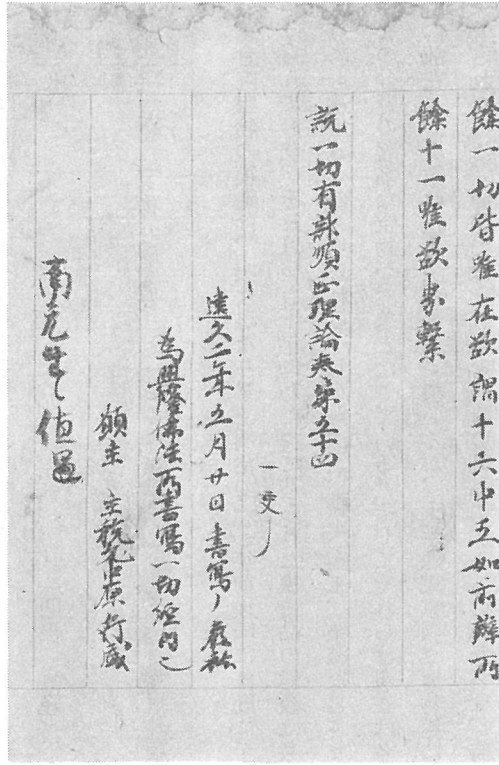
同 卷六

「文治二二年正月六日於西南院 一交了僧藏殿」

一三号阿毘達磨順正理論卷五四

「一交了」 「建久二年五月廿日書写了 殿祐 為興隆佛法所書写一

切経内也 願主主税允中原行盛南无生「値遇」(插图11)



11.

同 卷五五

「建久二年五月廿八日書写了 殿祐 為興隆佛法所書写一切経内也

願主主税允中原行盛」 「一交了 南无生者「値遇」

一四号探玄記には奥書はない。

(柳雄太郎)

五 刀劍類の研磨

第二次刀劍類研磨計画第六年度として本年度に研磨を了したものは次の八口である。

- 一、無莊刀 第三七号 一口 中倉九
 - 一、無莊刀 第四〇号 一口 中倉九
 - 一、鉾 第三〇号 一枚 中倉一一
 - 一、沈香把鞘金銀珠玉莊刀子 第五号の二 一口 中倉一三一
 - 一、白犀把鞘金銀莊刀子 第八号 一双 中倉一三一
 - 一、水角把漆鞘三合刀子 第二九号の二、三 二口 中倉一三一
- 右の法量は次の通りである。

名称・号数	全長 cm	刃長 cm	重量 g	備考
無莊刀第三七号	五八・六	四五・三一	一一三三・三	反り〇・五糎
無莊刀第四〇号	五七・九	四五・六	九三四	反り〇・二糎
鉾第三〇号	二九・六	一三・〇	二八六・五	
刀子第五号の二	一七・六	一一・八	一八一	
刀子第八号の一	一三・五	九・一	七一弱	
刀子第八号の二	一三・四	八・九	六・五強	
刀子第二九号の二	一三・〇強	七・七	七・六	
刀子第二九号の三	一三・一	八・一	九・三	

なお、無莊刀とは刀身のみで拵のまったくないものである。刀子第五号の二は『正倉院御物目録』によると「鏤刃本」とあるが、実は象嵌したのではなく金で唐草文を描いたものである。刀子第八号も右と同じく「鏤刃本」とあり、これは二口共まさしく銀象嵌で唐草文をあらわす。これは蹴彫をして銀をうめる手法のようである。

(関根 真隆)

六 宝物の模造

正倉院宝物の模造は、実はかなり早く明治の一〇年前後頃には既に手がけられており、それ以後数十年にわたって造られた模造品の総数は数百点にも達するものと見られる。しかも漆工、木工、金工、染織などさまざまな分野の著名な宝物が対象となっている。そしてそれらは現在各所に散在し、少数は正倉院にも残っているが、大半は東京国立博物館に保管されている。同館ではそれらを随時の列品に加えるのみならず、時には数十点を特別に一括展示することもあって、明治の工芸家の手によって再現された宝物の原初に近い絢爛たる姿を眼のあたりにしのぼせるのである。もちろん、宝物研究の現段階から見れば、中には復原の誤りを指摘されるものもあり、また技量に見劣りするものも散見するが、たとえば金銀平文琴の如きはまことに見事な出来ばえで、製作者の力量に感服させられるとともに、模造の意義をあらためて思い知らされるので

ある。

明治時代から始まった正倉院宝物の模造は、昭和の初めにいたり、当時の帝室博物館において新たに事業が計画され、適切な企画のもとに数々の優れた模造品を新たに加えたのであった。すなわち、模造本来の意義に立帰り、原品万一の場合に備え、歴史資料として、また美術工芸品として取り急ぎ典型を留める必要があるものの中から対象品を選び出し、第一年目を研究期間とし、第二年目の試作段階を経て第三年目の完成段階にいたる三箇年計画のもとに実施したといわれる。その結果は、木画紫檀雙六局（原品北倉）、螺鈿玉帯箱（同中倉）、銀平脱鏡箱（同南倉）等を含む数々の優れた模造品となって実を結び、復原の成果を高く評価されているのである。

しかし、復原模造すなわち、宝物と同種の材料、技法によって原初のままに再現することはいさぐちして実は甚だ困難な事柄に属し、それ故に昭和の初年には年次計画のもとに、慎重に進められたのであろうが、内外状勢の激変する中では困難の度合はいよいよ激しさを増したに相違なく、惜しくも昭和一二年をもって中絶を余儀なくされるにいたったようである。そしてそのまま、戦後の新しい考え方のもとでは、宝物模造事業の再開よりも、宝物そのものを一般の前に積極的に公開するというかつて無い果敢な措置を急がせることになった。しかしその間にも、工芸技術の研究材料として、或いは歴史教育の資料として大きな意義を持つと同時に、宝物保存の有力な手段ともなり得る模造は、時宜を見て速

やかに再度着手すべき必要性をますます強くしていったといえよう。宝物に関する知見は近年著しく充実の度を加えつつあるが、それとは逆に伝統的工芸技術の衰頹が憂慮され、材料入手にも困難が加わる状況の中で、今回模造を試みるのには、およそ以上の経過が背景になっている。

さて、古文化財の模造の方式には、現状をありのままの姿において記録に留めるいわゆる現状模造もあるが、当事務所では寧ろ復原模造によることとした。すなわち外見のみならず材料、構造等についても宝物に等しくし、可能な限り忠実に原初の姿を再現することをもって原則とした。もちろん現存唯一の残欠品などには復原の途の甚だしく困難なものであっても、事業の基本方針としては復原模造をもってすべきものと考えた。

また、模造の対象としては、歴史資料として、或は美術工芸品として価値高く、しかもいろいろの観点で、模造の必要性の大なるものから候補を選んだ。その結果、昭和四七年度には、中倉納物白檀八角箱(図版14)を対象として模造を行なった。

同箱は印籠蓋造り、床脚付きで平面は八稜形をなしており、白檀製という点において類品の無い貴重な作例である。模造の報告を行なうに当たって以下宝物について若干説明を加える。

先ず直径は蓋、身ともに三四糎、高さは蓋が二・六糎、身は四・六糎である。蓋甲板は白檀板三枚を接ぎ合せ八稜形に従って甲盛りに造る。三枚それぞれの幅は広狭著しく区々である。蓋側板は各稜毎に白檀をも

って造り、接着する。甲板と側板の接着部分には白檀の押縁を廻らす。蓋の現状はやや変形して外反り気味で、甲板の接ぎ目周辺部分は、かつての修補を思わせる如く色艶が違っている。また押縁の一部に僅か後補があるが、そのほかは原状のままである。

身の側板も一稜毎に白檀で造り出し八稜形に廻らせ接合してあるが、木目は蓋と身とで連なるから、一木を分断したものと見られる。またX線写真によれば(図版15)、身の側板だけが雇核接ぎになっている。底板は柳の旧材四枚と、白檀の新材三枚が接ぎ合わされたものが入子底になっている。ただ、入子底とはいっても接ぎ手や釘付けにはよらず、接着接ぎされているにすぎない。従って底板にかかる重みを受ける配慮は別のところにあると思われる。ソフテックス写真によっても木釘などの使用された様子は認められない。底板の現状は以上の通りであるが、別に稜形の一個分にはば符合する柳板が一片、残材中であって、これも含めるとは五枚接ぎであったと考えられる。付印籠ならびに側板下端の押縁もともに白檀である。後補は底板の三片と押縁の一部のみである。

床脚八個も白檀で、葉形を刳り出し、香狹間を透す。この刳形は正倉院の献物箱などにしばしば見受けるものよりかなり複雑で華やかさを加えているのが注目される。また、側板のように木目を現わさず、胴張りに造っていることも見逃すことのできない点で更に箱を受ける床脚上面は側板に当たるとともに、一端は底板にもかけているのは先に触れた重みを受けとめる配慮かと考えられる。床脚は一個だけ後補である。

台輪は黒柿材で二稜毎に造り出した四片を八稜形に廻らせて接合し、蘇芳で染めてある。台輪には部分的に後補がある。台輪四片の接合をはじめ、それと床脚、更に箱の身との接合など、すべて接着接ぎによつてゐる。底裏に墨書銘があり、「吉祥堂」と記されている(図版16)。

昭和四七年度に模造対象とした白檀八角箱の概要は、以上のとおりである。

さてこれを模造するに当つては、基本方針に則り、材料は同質の白檀、黒柿及び柳を使用し、各部分毎に製材木取を合わせ、かつ木目も出来るだけ宝物に合わせるよう配慮した。もちろん各部分の接合も宝物のそれと同じ方法により、それぞれ接着接ぎ、或は雇核接ぎとした。接着には、膠を使用した。また身の底板は、宝物の同部分の現状と、別に保存されている残材との双方を調べた結果、もとは五枚接ぎであつたと考えられるので、それに従つて五枚接ぎとしたほか、押縁、台輪の後補部分は原状に復原模造した。古色付けは一切行ななかつた。

実技者に対しては模造仕様書と模造図面に基つき指示を行なうとともに、必要に応じてソフテックス写真を含む資料類を参照させ、また担当職員立会いのもとに正倉院において宝物と照合させた。

使用木材は白檀が南インド(マイソール)産、柿が南山城産で、柳は奈良に産するものを用いた。

木工は坂本曲斎氏に依頼し、墨書は当所宝物調査員松島順正氏の手を煩わした。

(阿部 弘)

七 秋季定例開封

昭和四七年度の定例開封行事は、一〇月二日から十一月一八日まで、三九日間にわたつて取り行なわれた。その間の行事ならびに事業の主なるものは次のとおりであつた。

(一) 開・閉封の儀

一〇月一日午前一〇時より西宝庫各倉の勅封を順次取り解き、杉原正純侍従は後藤四郎正倉院事務所長の先導により各倉内を巡検、約一時間で開封の儀式を無事終了した。儀式には奈良国立博物館蔵田館長、東大寺上司管長らが参列した。また同日、東宝庫内の聖語蔵経巻収納戸棚の宮内庁長官封を解いた。

一月一八日午前一〇時より、安楽定信侍従は後藤正倉院事務所長の先導により西宝庫各倉を巡検、引続き直ちに勅封を施した。この儀式には蔵田奈良国立博物館長、平岡東大寺管長代理らが参列した。また同日、東宝庫内の聖語蔵経巻収納戸棚に宮内庁長官封を施した。

(二) 宝物、宝庫の点検、手入等

宝庫開扉期間中は、天候不良の日を除き、所定の日程表に従つて宝物の収納ならびに保存状況を点検、防虫剤を交換、温湿度記録計を保守点検、空調機運転状況を点検するとともに、刀剣類の油曳き手入れを行なつた。これらの作業には保存課職員が従事したが、とくに刀剣類の手入

れには東京国立博物館刀剣室長加島進氏を委嘱し、機械類の点検には管理
理部工務課及び京都事務所工務課職員の参加を得た。

また、宝物台帳用、調査報告書出版用等のために、宝物の写真撮影を
行なった。

(三) 宝物の特別調査

(1) 金工品調査

今年度は、昭和四五年度から三箇年にわたって実施した金工品調査の
最終年度である。今年度の調査は、主として昨年度正倉院展に出陳のた
め未調査の品目及び南倉の幢幡鉸具について実施し、あわせて最終年度
において調査が必要となった予定外の品目について実施した。品目は左
の通りである。

- 一、御杖刀 二口 (北倉)
- 一、金銅花形合子 一合 (南倉)
- 一、鉄三鈿 一枚 (同)
- 一、錫杖 一枚 (同)
- 一、円鏡 第七号 一面 (同)
- 一、金銅幡 一条 (同)
- 一、金銅雲花形裁文 一枚 (同)
- 一、幢幡鉸具
- 金銅鎮鐸 六口、金銅杏葉形裁文 四連、金銅幡残欠 四枚、白
銅磬形 三枚、金銅磬形 一枚、金銅葛形裁文 六枚、金銅杏葉

- 二枚、金銅水鳥形 二枚、金銅円形虎裁文 一枚、金銅葛形裁文
幡端飾 二枚、雜葛形裁文 二枚、雜貫 二連、(同)
- 一、銅鉄雜鉸具

- 日光形 二具、葛形飛炎裁文金銅仏背 四枚、葛形裁文金銅帖角
三枚、円形葛形裁文 一〇枚 (同)

一、鉄磬残欠

(以下予定外調査品目)

- 一、三合鞘御刀子 一口 (北倉)
- 一、礼服御冠残欠 (同)
- 一、瑠璃坏座金 (中倉)
- 一、刀子 第七号 一雙 (同)
- 一、火舎 一口 (同)

調査は、奈良国立博物館長蔵田蔵、東京芸術大学教授内藤四郎、同三
井安蘇夫、同助教授鈴木信一の四氏に委嘱し、東京国立博物館金工室長
中野政樹氏がこれを補助した。

(2) 木工品調査

院蔵の木工関係品は千二百余点にも達する。このうち箱、机等の所謂
指物類が最も多く、全体の四割をも占め、次に花形皿や鞍橋等の刳物が
三割、挽物、曲物の合子等がこれに次ぐ。又別に木画や象嵌類の特殊な
技法を施した木工品も可成りの数量にのぼる。

これらの内から百四十数点を選び出し、本年から調査を行うことにな

った。本年度においては、指物類中、献物几を中心に厨子その他計三四点の調査を行った。その品目は次のとおりである。

- 一、赤漆文櫨木御厨子 一口 (北倉)
- 一、黒柿蘇芳染六角台 一枚 (中倉)
- 一、白檀八角箱 一合 (同)
- 一、黒柿両面厨子 一口 (同)
- 一、柿厨子 一口 (同)
- 一、献物几(貳拾七枚の内) 二六枚 (同)
- 一、漆瓶龕 一口 (南倉)
- 一、赤漆八角床 一枚 (同)
- 一、甘竹簾 一口 (同)

調査は「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」の唐木技法技術者竹内碧外、重要無形文化財保持者氷見晃堂、元奈良教育大学教授島倉巳三郎、東京国立博物館法隆寺宝物室長木内武男の四氏に依頼して行った。

右二件の特別調査ならびに事務所保存課職員による天平宝物筆など筆類その他の調査のほかに、東京大学史料編纂所員の、大日本古文書校合のための正倉院古文書調査、東大寺図書館員の聖語蔵経巻調査があった。

(四) 宝物の出陳
宝庫の開封に際し、北倉納物刻彫尺八以下五三件六四点の宝物、経巻

が奈良国立博物館に出陳、正倉院展として一般に公開された。

出陳宝物は一〇月一六日宝庫から搬出され、同月二一日を特別招待日として招待者の内覧に供された後、翌二二日から一月五日まで一五日間にわたって一般公開された。展覧会終了後、同月九日、宝物は宝庫に還納された。

出陳品目は以下に列記のとおりであったが、その選出に当っては、宝物保全の面から慎重な検討が行なわれたが、とくに昨今の公害による汚損をも考慮に加えなければならなかった。しかも昭和二一年以来の展観によって、正倉院宝物の代表的なものは、輸送不可能なるものを除いては殆ど公開されるにいたり、著名な優品の中には数回にわたって出陳されたものもある。そこで、特定の優品にのみ出陳回数に偏らぬよう配慮し、勉めて未公開のものを数多く盛り込み、正倉院宝物の全容を概観し得るよう考慮が払われた。

出陳品目

- 北倉 刻彫尺八 一管
- 甘草裏 付木牌 一条
- 胡粉袋 白布 一口
- 丹袋 上丹 一口
- 檜和琴 第一号 一張
- 古檀 第一八号 一合
- 中倉 造寺司藤三綱務所諸国封戸事 一卷

東大寺開田地図	近江国水田地図	一張	南倉	金銅八曲長坏	第三号	一口
東南院古文書	三櫃第一卷	一卷		金銅大合子	刻文左十五	一合
正倉院古文書	正集第三、二九、三三、四四卷	四卷		密陀絵盆	第二二号	一枚
統修正倉院古文書後集	第三四卷	一卷		瑤瑁竹形如意	欠竹枝一	一枚
統修正倉院古文書別集	第三四、四八卷	二卷		赤銅柄香爐	鵲尾形	一口
筆	第十三、十六号	二枝		赤漆柳箱		一合
漆皮箱	第二号	一合		円鏡	第八号	一面
吹絵紙		一張		横笛	牙	一管
漆皮箱		一合		布袍	第二二、二七ノ一号	二領
水精長合子		一合		墨画仏像		一軀
碧瑠璃小尺		一枚		鑲子	第二、一七号	二具
黄瑠璃小尺		一枚		漆小櫃		一合
水精玉		二口		赤漆櫃	着鉄鑲子	一合
魚形	緑、縹、黄	三枚		紫檀塔残欠		一束
漆合子	第八号	一合		乾漆花形椀		一口
火舎	白石	一口		黒漆塗皿		一口
檜方几	第二二号	一枚		黒漆塗椀		二口
芥子袋		一口	聖語藏経卷			
彩絵八角箱		一合	過去現在因果経	卷四		一卷
布作面	第九、一〇、一一号	三枚	維摩詰経	卷下		一卷
布袴	第一六号	一腰	大方広仏華嚴経	卷一五		一卷

(五) 正倉院展講座

一〇月二八日、同博物館における公開講演会に、調査室長関根真隆技官が出講し、「櫃について」と題して講演を行なった。要旨は次のとおり。

(阿部 弘)

正倉院には大型の天平の櫃—古櫃—を百数十余伝えている。これらは宝物の容器として伝来したものであるが、今日からみればこれらも奈良朝の工芸資料として貴重な存在である。

この古櫃は、形式的には脚の四本あるものと脚はなく身の長側面に手をかける棧をつけたものとの二種類に大別され、今日、前者を唐櫃、後者を和櫃と称している。ところで正倉院文書及びその他奈良朝の記録中にみる櫃名を整理すると、韓(辛)櫃、明櫃、折櫃、倭櫃がみえ、唐櫃、和櫃の名はない。そして韓(辛)櫃の文献例によれば、ほぼ今日の唐櫃と称するものに該当すると考えられるが、和櫃とよぶものを当時何と称したか明らかでない。あるいはこれも韓櫃であったかもしれないし、また明櫃の文献例が多いので、それに当るかとも思う。和櫃の名は倭櫃から出たらしいが、それは法隆寺資財帳に一例みるのみであって、その実態は定かでない。今日、和櫃の名を用いることはまだ疑問である。

またこれら古櫃の法量、技法などの製作面を検討するとグループわけのできるものがあり、その内、赤漆塗金銅鈿の一群は恐らく天平勝宝八

歳六月二一日の献納物と共に納められたものであろうことが推定される。なお法量を帰納的に整理すると、いわゆる裏尺矩形あるいは黄金矩形などという手法が用いられていたことが明らかである。(関根真隆)

八 保存科学的調査

正倉院の東西両新宝庫は一つの特徴として強固な防災構造を有するが、他のもう一つの重要な特徴は、宝庫内を宝物保存に適した状態に置くため、空気調和装置が整えられており、日常その細心の操作が行なわれていることである。

宝物保存の要点はまず湿度の調節にあるが、これと並んで大事なものは空気の浄化である。とくに正倉院では旧宝庫の時代に銀器の変色が懸念された古い経験からして、新宝庫には有害ガス除去用として他には殆ど例のない大型の活性炭槽が取付けられている。取入外気中の亜硫酸ガスなどの有害物質は活性炭に吸着され、宝庫内の空気が清浄化される仕組みになっている。ただその効果は何らかの方法によって確かめる必要がある。そこで金属板表面生成物調査を実施している。

これは研磨した銀、銅、鉄三種の金属板を宝庫内に納置し、一定期間をおいて表面色を観察し、反射率を測定し、更に表面に生成した物質を電子回折法によって検出するなど、種々の方法によって行なわれる。正倉院ではこれを以前から神戸大学工学部の永田三郎教授に依頼して行な

つて来た。昨年の調査結果では従来よりは好ましい判定結果も出ており、浄化の効果は確認されるが、一方例年と同じく硫化物が検出された。この硫化物検出の事実、調査方法の中でも電子回折法というところに鋭敏な方法によってはじめて検出され得る程度の軽微なものではあるが、空気浄化装置に改善の余地あるものと考え、そのための予備的な調査も昨年まで三年にわたって行なった。即ち同じく神戸大学工学部の渡辺禎三教授に依頼して、装置改善の参考資料を得るため、使用中の活性炭の能力検査などを行なったのである。

(阿部 弘)

九 調査報告書の刊行

当所編集宝物特別調査報告書の出版は昭和三九年から逐次おこなっているが、本年度は組紐の調査報告書を刊行した(株式会社平凡社発行)。この調査は当初、組紐製作家兼研究者の道明新兵衛氏に委嘱したが、同氏が発病したため助手山岡一晴氏が代行し、昭和四三年から同四五年まで、宝庫の組紐三〇〇余点について実施した。

報告書は右の調査結果を、組織・用途・色彩・文様等種々な見地からまとめたもので、正倉院の組紐は、組織の上では種類は多いとはいえないが後世のさまざまな組紐の源流とみられること、用途的には実際に使用する場合の効用上のこまかい配慮がなされていること、また色彩・文様はきわめて个性的であることなどが、多数の実例によって明らかにさ

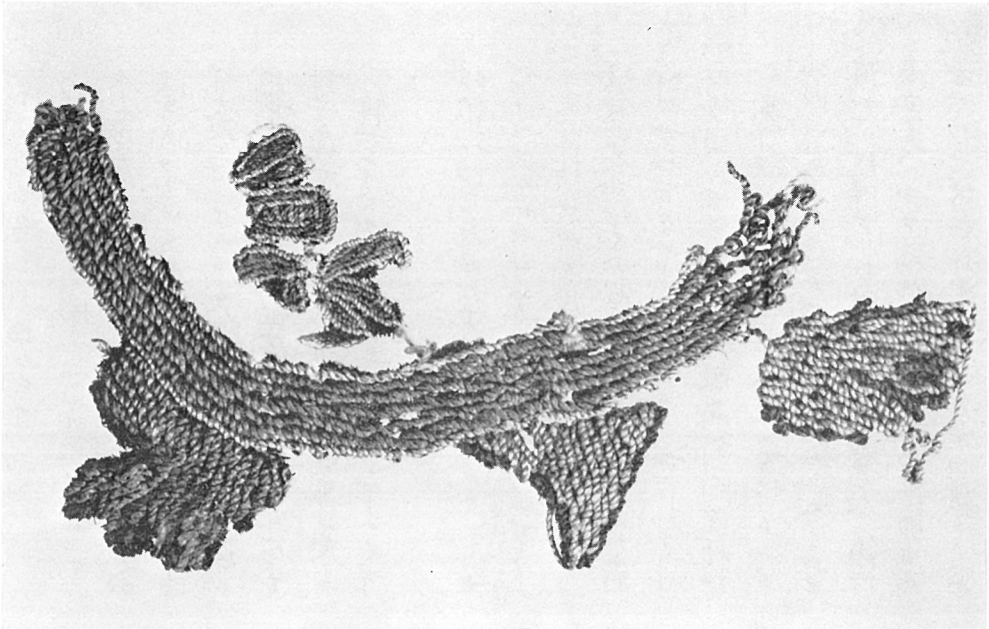
れている。さらに、従来唐組と考えられていた組紐がじつは別の組織で、現在一般に唐組の名で呼ばれているものは、調査品中について発見されなかったというような、きわめて示唆に富んだ新事実もふくまれている。

正倉院の組紐は、これまでは染織の一分野として若干の書物に断片的に採り上げられているにすぎなかったが、今回はじめてその実体のほぼ全貌が、体系的に公表されたわけである。

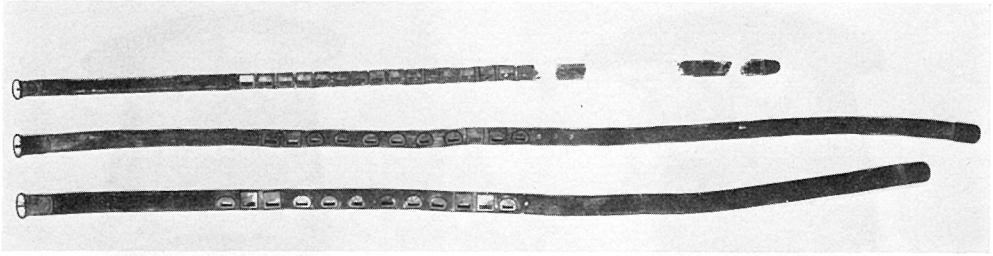
(松本 包夫)



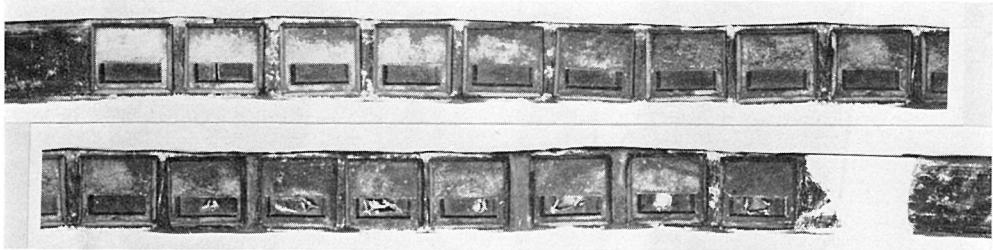
1. 白綾几褥43号の紋文



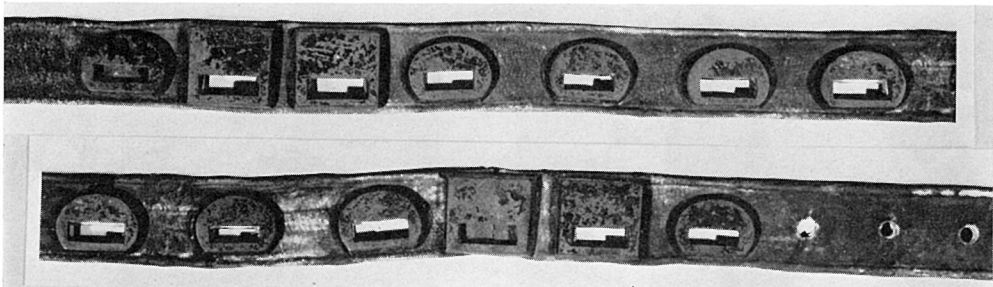
2. 天寿国曼茶羅繡帳残片



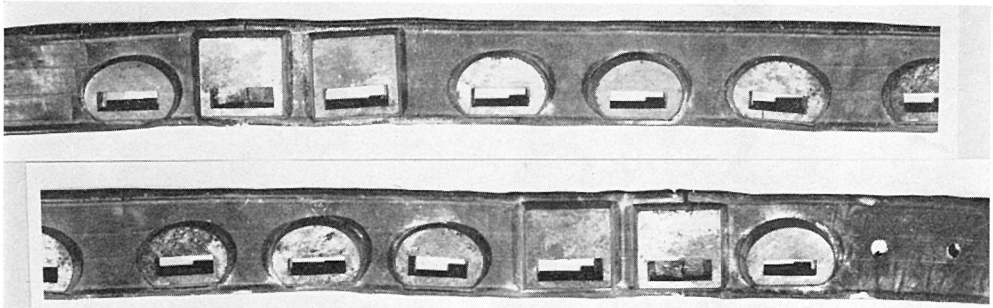
3. 革帯三条全姿 (修理後) 上より 10, 9, 8 各号



4. 10号巡方部分



5. 9号巡方・丸鞆部分



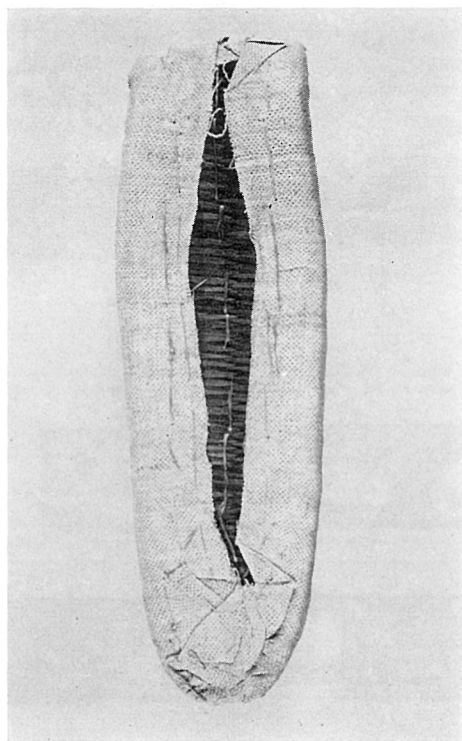
6. 革帯 8号巡方・丸鞆部分



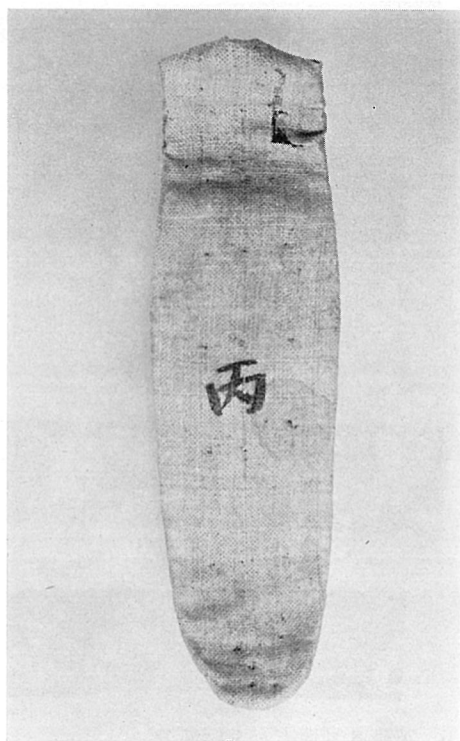
8. 履18号内底墨書銘



7. 履12号内底墨書銘



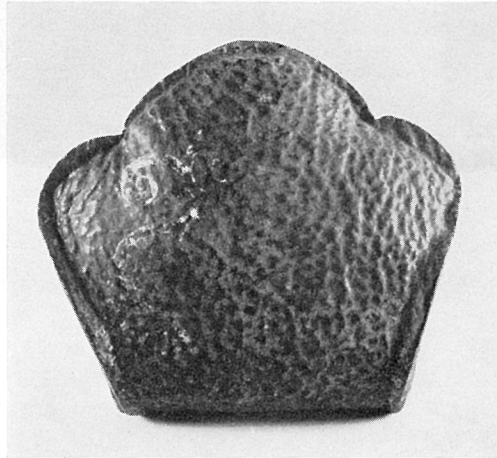
10. 右図の裏面



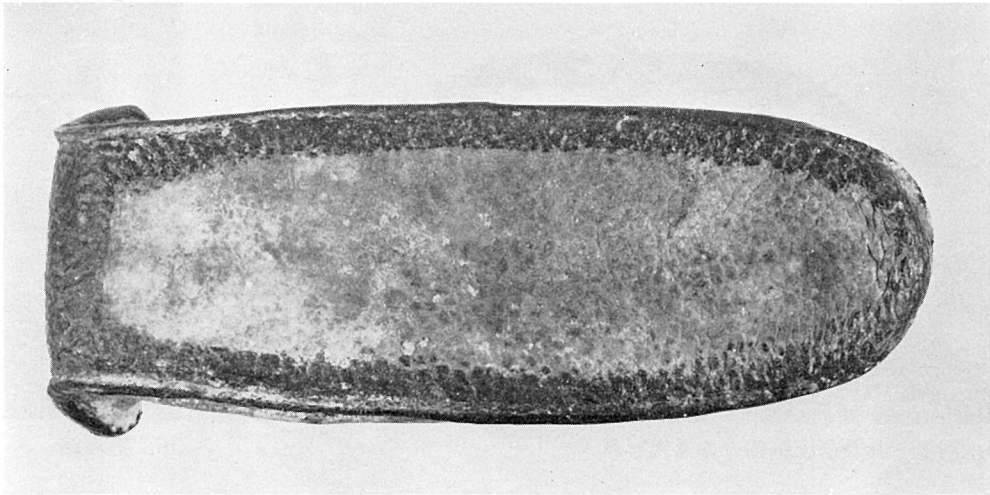
9. 履12号内敷の表面



11. 履12号側面



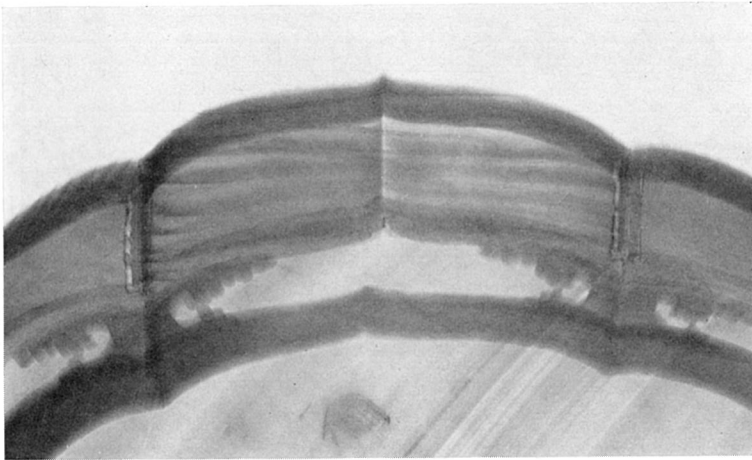
12. 履20号前面



13. 履20号底裏，泥付着



14. 白檀八角箱



15. 同上 身及び床脚部分の透視写真



16. 墨書銘